

第百六十四回国会
衆議院
総務委員会
議 録 第二号

平成十八年五月十一日(木曜日)

午後零時十二分開議

出席委員

委員長 中谷 元君

理事 佐藤 勉君

理事 葉梨 康弘君

理事 やまぐわ 大志郎君

理事 渡辺 周君

理事 あかま 二郎君

理事 岡部 英明君

理事 上川 陽子君

理事 関 芳弘君

理事 土屋 正忠君

理事 永岡 桂子君

理事 橋本 岳君

理事 御法川 信英君

理事 渡部 篤君

理事 小川 淳也君

理事 寺田 学君

理事 福田 昭夫君

理事 富田 茂之君

理事 吉井 英勝君

理事 亀井 久興君

谷 公一君

萩生田 光一君

後藤 斎君

谷口 隆義君

伊藤 忠彦君

奥野 信亮君

桜井 郁三君

田中 良生君

土井 亨君

萩原 誠司君

福田 良彦君

山本 ともひろ君

安住 淳君

小宮山 泰子君

西村 智奈美君

横光 克彦君

古屋 範子君

重野 安正君

総務大臣 竹中 平蔵君

総務大臣政務官 上川 陽子君

総務大臣政務官 桜井 郁三君

総務大臣政務官 古屋 範子君

総務委員会専門員 太田 和宏君

委員の異動

五月十一日

辞任

実川 幸夫君

補欠選任

伊藤 忠彦君

谷本 龍哉君

逢坂 誠二君

田嶋 要君

小宮山 泰子君

小川 淳也君

小宮山 泰子君

御法川 信英君

小宮山 泰子君

小川 淳也君

小川 淳也君

逢坂 誠二君

同日

辞任

伊藤 忠彦君

御法川 信英君

小川 淳也君

小宮山 泰子君

逢坂 誠二君

補欠選任

実川 幸夫君

谷本 龍哉君

田嶋 要君

小川 淳也君

小宮山 泰子君

逢坂 誠二君

本日

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、以下のような措置を講ずることとしています。

まず、退職年金及び退職一時金の給付水準につきましては、これまでの八分の七に引き下げることをしております。

また、高額所得者に係る退職年金の一部支給停止措置につきましては、支給停止の基準となる所得金額を五百万円に引き下げるとともに、支給停止の方法を基準を超える額の二分の一に相当する額の停止とすることとしております。

第二に、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政計算を一本化し、共済会の間で財政調整を行うこととしております。

以上のほか、施行日前に地方議会議員であった期間を有する者に対する退職年金等の年額の算定等に関する経過措置を定めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十六日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前二項に規定する定款で定める率は、都道府県議会議員共済会にあつては都道府県議会議員共済会を組織する地方議会議員を単位として、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会及び町村議会議員共済会を組織するすべての地方議会議員を単位として算定するものとする。

第百六十七条の二を第百六十七条の三とし、第百六十七条の次に次の一条を加える。

(財政調整)

第百六十七条の二 市議会議員共済会及び町村議会議員共済会は、市議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準と町村議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡を図るため、政令で定めるところにより、市議会議員共済会にあつては町村議会議員共済会に対して、町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会に対して、それぞれ拠出金の拠出を行うものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第百六十六條の改正規定及び第百六十七條の二を第百六十七條の三とし、第百六十七條の次に一條を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

(退職年金等に関する一般的経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新法」という。第百六十一條及び第百六十四條の二、附則第九條の規定による改正後の旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の二第二項及び第三項並びに附則第十一條の規定による改正後の市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第

十條第二項及び第三項の規定は、平成十九年四月分以後の月分の退職年金について適用し、平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

2 新法第百六十一條の三の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じる退職一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた退職一時金については、なお従前の例による。

3 新法の規定中公務傷病年金に関する部分は、施行日以後に地方議会議員である期間を有する者が受ける公務傷病年金について適用し、施行日以後に地方議会議員である期間を有しない者が受ける公務傷病年金(次項及び次条第三項において「特定公務傷病年金」という。)については、なお従前の例による。

4 新法の規定中遺族年金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族年金(特定公務傷病年金に係るものを除く。)について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び施行日以後に給付事由が生じる遺族年金で特定公務傷病年金に係るものについては、なお従前の例による。

5 新法の規定中遺族一時金に関する部分は、施行日以後に給付事由が生じる遺族一時金について適用し、施行日前に給付事由が生じた遺族一時金については、なお従前の例による。

(施行日以後に給付事由が生じる退職年金等で施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者が受けるものに関する経過措置)

第三条 施行日以後に給付事由が生じる退職年金又は退職一時金で施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者が受けるものに対する新法第百六十一條又は第百六十一條の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一條第二項	百五十分の三十五	百五十分の三十六
	百五十分の〇・七	百五十分の〇・七二
第百六十一條第四項	百分の〇・九八	百分の一・〇
	百分の四十九	百分の五十
第百六十一條の三第二項	百分の五十六	百分の五十七
	百分の六十三	百分の六十四

2 施行日以後に地方議会議員である期間を有し、かつ、施行日前にも地方議会議員であつた期間を有する者が受ける公務傷病年金に対する新法第百六十二條第二項の規定の適用については、同項中「第百六十一條第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一條第二項」と、「第百六十一條の三」とあるのは「同法附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一條の三」とする。

3 施行日以後に給付事由が生じる遺族年金(特定公務傷病年金に係るものを除く。)で施行日前に地方議会議員であつた期間を有する者に係るものに対する新法第百六十三條第二項の規定の適用については、同項第三号中「第百六十一條」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号。以下この号及び次号において「平成十八年地共済改正法」という。)附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一條」と、「給すべき退職年金の年額」とあるのは「給すべき退職年金の年額(退職一時金の支給を受けた者が第百六十二條第一項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、平成十八年地共済改正法附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一條第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。次号において同じ。）」と、「同条」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一條」と、同項第四号中「第百六十一條」とあるのは「平成十八年地共済改正法附則第三條第一項の規定により読み替えて適用される第百六十一條」とする。

(平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金に関する経過措置)

第四条 平成十五年四月一日以後施行日前に給付事由が生じた退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する新法第百六十一條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一條第二項	百五十分の三十五	百五十分の四十・五
	百五十分の〇・七	百五十分の〇・八一
第百六十一條第三項	三十年	五十年
	百分の〇・九八	百分の一・一三

(なお従前の例によることとされている退職年金に関する読替え)

第五条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金(地方公務員等共済組合法等の一部を改正

する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二百二十二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金を含む。)のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条(附則第八条において「平成十四年改正前地共済法第百六十一条」という。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法第百六十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百六十一条第二項	百五十分の五十	
	百五十分の一	百五十分の四十五
第百六十一条第四項	百分の一・四	
	百分の一・四	百分の一・二六

(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)次項において「平成十四年地共済改正法」という。附則第四条第一項の規定により読み替えて適用されるこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法(次項において「旧法」という。)第百六十一条の規定の適用を受けた者の退職年金のうち平成十九年三月分以前の月分の退職年金については、なお従前の例による。

2 平成十四年地共済改正法附則第四条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第百六十一条の三の規定の適用を受けた者の退職一時金で施行日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。

(施行日前に給付事由が生じた退職年金の額に関する特例)

第八条 施行日前に給付事由が生じた退職年金については、附則第四条の規定により読み替えて適用される新法第百六十一条又は附則第五条の規定により読み替えて適用される平成十四年改正前地共済法第百六十一条の規定により算定した退職年金の額が、平均的な退職年金の状況、退職年金の額の分布状況その他の状況を勘案して政令で定める額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該政令で定める額に相当する金額を退職年金の額とする。

(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第九条 旧市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第四条第一項」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十八年法律第

号)次項において「平成十八年地共済改正法」という。附則第三条第一項に、「百五十分の四十五」を「百五十分の三十六」に改め、同項の表中「百五十分の三十」を「百五十分の二十四」に、「百五十分の三十三」を「百五十分の二十七」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十三」に、「百五十分の四十一」を「百五十分の三十三」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する平成十八年地共済改正法附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十・五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十七

(なお従前の例によることとされている旧市町村の合併の特例に関する法律第七條の二第二項の読み替)

第十条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている退職年金のうち平成十九年四月分以後の月分の退職年金に対する同条の規定によりなお従前の例によることとされている同法附則第六条の規定による改正前の旧市町村の合併の特例に関する法律第七條の二第二項の規定の適用については、同項中「地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)附則第五条の規定により読み替えて適用される地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされている同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項」と、「百五十分の五十」とあるのは「百五十分の四十五」と、同項の表中「百五十分の三十三」とあるのは「百五十分の三十三」と、「百五十分の三十七」とあるのは「百五十分の三十三」と、「百五十分の四十一」とあるのは「百五十分の三十七」と、「百五十分の四十五」とあるのは「百五十分の四十一」とする。

(市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正)

第十一条 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第四条第一項」を「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)次項において「平成十八年地共済改正法」という。附則第三条第一項に、「百五十分の四十五」を「百五十分の三十六」に改め、同項の表中「百五十分の三十」を「百五十分の二十四」に、「百五十分の三十三」を「百五十分の二十七」に、「百五十分の三十七」を「百五十分の三十三」に、「百五十分の四十一」を「百五十分の三十三」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する平成十八年地共済改正法附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十・五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十七

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

市町村合併の進展等による地方議会議員年金の財政状況を踏まえ、地方議会議員年金制度の長期的安定を図るため、退職年金等の給付の水準を引き下げる等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。